

美の里保全活動支援事業費補助金交付要綱

制定 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下、「規則」という。)第21条の規定に基づき、美の里保全活動支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、富山県農村環境創造基金条例(平成5年富山県条例第52号)に基づき行う事業のうち、集落住民等で構成された団体及びNPO等が、地域の特徴ある土地改良施設等を拠点に、農村景観と自然環境を保全・再生・紹介し、地域を誇りに思う意識形成を図るとともに、保全活動の地域への浸透、地域や学校への体験学習の場を提供する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、規則の規定にかかわらず、様式第1号のとおりとし、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(実績報告書)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書の様式は、規則の規定にかかわらず、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了の日から1箇月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(書類の経由)

第7条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する農林振興センター所長を経由しなければならない。

(事業の推進)

第8条 事業の円滑な推進を図るため、農林振興センター、市町村及びふるさと保全指導員等で組織する推進会議を開催し、事業推進方策等を検討するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区 分 | 対象経費 | 補助金額 |
|-------------|---|----------------|
| 美の里保全活動支援事業 | 補助事業者が主体的に行う集落住民等の共同活動の活性化への取組みに要する経費 1 報償費 2 旅費 3 需用費 4 諸費 5 委託料 6 使用料 等 | 1地区 150千円/年 以内 |